

**令和4年度 第1回 北杜市老人福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会
並びに北杜市地域包括支援センター運営協議会
会議録**

開催日時 : 令和4年7月12日(月)14:00～
出席者 : 委員9名(日野水会長、宮沢副会長、浅川委員、石井(貴)委員、大西委員、小宮山委員、栗澤委員、西委員、奥脇委員)
欠席者 : 委員8名(土屋委員、植松委員、大友委員、中島委員、石井(理)委員、伏見委員、原委員、武藤委員)
傍聴者 : 0名

1. 開会のことば

事務局:ただいまより、令和4年度第1回北杜市老人福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会並びに北杜市地域包括支援センター運営協議会を開催いたします。

本日は土屋委員、植松委員、大友委員、中島委員、石井(理)委員、伏見委員、原委員、武藤委員の8名が欠席ですが、北杜市老人福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会設置要綱第6条第2項の規定に基づき、出席者が過半数を上回っているため、本会議は成立いたしますことをご報告します。

また、北杜市審議会等の会議の公開に関する要綱第3条の規定により本会議は公開としておりますが、本日傍聴人はいらっしゃいません。

2. 委嘱状の交付

3. 会長あいさつ

会長:本日はお忙しい中ありがとうございます。来年度に向けて第7次のほくとゆうゆうふれあい計画、つまり老人福祉計画、介護保険事業計画の策定、また地域包括支援センターの事業の協議につきまして、ぜひご協力をお願いします。

4. 議事録署名人選出

事務局:北杜市審議会等の西委員と栗澤委員にお願いしたいと思います。

5. 議事

(1) 第7次ほくとゆうゆうふれあい計画の策定に向けて

・事務局より資料説明

<質疑応答>

委員：以前の計画策定時の地域住民へのアンケート項目の中に「介護状態になっても自宅で暮らしたいか」という質問があったと思うが、本人の状態によって対応が変わると思う。介護状態が軽度な場合（例えば車いすの状態など）は自宅で暮らしたいなど、本人の介護状態まで調査する必要があると思う。また、介護してくれる人がいるかどうか等も聞く必要がある。今回はアンケートの調査内容を変更できない段階で見せられたため、アンケート内容への意見も反映できるようにしてほしい。また、介護を行う職員の状況に関する調査もあるが、介護資格取得の補助はありがたいし、イベントもやってもらっているが、それ以外は事業所任せ。例えば法人の介護職員に対してどんな方法で支援をしているのか、介護職員獲得の見込みはあるのかどうか。10年先、20年先には生産年齢人口が減ってくるため、そこをどう補うのか。介護職を外国人労働者にも担ってもらわないと補えないのではないのか。ならば、介護職に就く外国人労働者のための支援もなければいけない。そのあたりの中身を詰めていく必要があると思う。

議長：アンケートの質問内容について、事前に確認したいというご意見であるがどうか。

事務局：今月下旬にアンケート調査や次期計画に関する国の説明会が開催される。そこである程度の国の統一した考え方が示される。そこに北杜市の独自項目を追加することになる。今後の策定委員会で事前にアンケートをみていただけるようにし、委員のみなさんと北杜市独自の項目について協議したい。

介護人材の確保については、現行計画でも重要課題として位置付けているが、第7次計画では最重要項目になってくるかと思う。介護人材の確保に向けてはいろいろなことに取り組んでいかなければならないし、今ある助成制度や新たな介護職員への対応について今後検討していき、みなさんとも協議していきたい。

委員：元気な方を対象にしたアンケートだけでなく、介護サービスを利用している人も対象にしていく必要があるのではないか。

事務局：調査の種類は大きく3つある。「介護予防日常生活圏域ニーズ調査」は市内在住の65歳以上から無作為に3,000人を抽出してアンケートを行う。「在宅介護実態調査」は在宅で生活している要支援・要介護者のうち、認定の変更申請を行う方を対象としている。「介護事業所調査」に関しては、各事業者に対する調査となっている。この3つの調査以外に、追加調査として今回は「在宅生活改善調査」を考えている。この調査は現在のサービス利用では在宅生活の維持が難しくなっている利用者の実態を把握するために実施する。これらの調査を地域に不足する介護サービスを検

討するための基礎調査とする。このような新たな追加調査も検討しており、また国の説明会を踏まえて、調査を進めていきたいと思う。

委員：アンケートでお願いしたいのは、相談先が地域包括支援センターだけになっていることについて。小淵沢や白州からは遠い。市民が本当に相談しやすいのかどうかを調査してほしい。市になる前の町の時代の方が相談しやすかったという意見が多い。今では相談するのが難しくなっている。このように、市民が生活の困りごとを含めた介護や医療の相談をする際に、どのような形にすれば便利で機能的で効率的であるかを含めた調査を行ってほしい。

議長：相談できる多様な場所の検討についても調査してはどうかという意見だった。

事務局：委員会で出た意見を参考にさせていただき、アンケート調査票を作成していきたい。また、アンケート作成後もみなさんに見てもらいたい。

（２）地域包括支援センター事業について

- ・「令和４年度北杜市地域包括支援センター運営方針・指針」を事務局より説明。
※本運営協議会を地域ケア推進会議としても位置づけることについても説明。

<質疑応答>

委員：地域包括支援センターの設置場所、数が適切か検証してほしい。地域包括支援センターは中学校区に一つ、人口３万人に一つが基本である。しかし、現在は４万６,０００人に一つとなっている。設置場所に関しても、須玉にあった頃より、市の中央部になったかもしれないが、白州の方が高根に行くのは大変である。必要性について、次回以降の委員会でも協議したい。

もう一点、資料にあるように小規模多機能型居宅介護の事業者が決まったようではなかったが、市が公募する際は、北杜市のランドデザインに基づいて、「町にこういうサービスがないから小規模を作ろう、場所はここがいい」というところまで含めて考えていくべきではないか。ただ公募して事業者を選考すると、市の考えと合致しない場所に建てたりといった可能性も否定できない。せつかく公募するのであれば、そのあたりのデザインも考えた議論をしていただきたい。

議長：地域包括支援センターの数、小規模多機能型居宅介護の公募のあり方に対する意見だった。事務局はどうか。

事務局：地域包括支援センターの令和２年度の移設に伴い、北杜市においては２圏域という

ことで進めてきた経緯がある。いくつかの事業所から名乗りをいただいたが、うまく折り合いがつかず、最終的に事業所の確保ができなかったという状況がある。やむを得ず市内1か所になっていることを委員の皆様にはご理解いただきたい。市内1圏域として実施していくことについて、不便な地域の住民もいることから、少しでも中央に近いところ、社会福祉協議会と近いところにすべきといった点から現在の場所に設置した。

第6次ほくとゆうゆうふれあい計画冊子の83ページをご覧ください。第1章サービス提供体制の確保、第1節サービス提供体制の方針、2番の市のサービス提供体制の方針の部分にあるとおり、事業所の地域偏在という観点から、小淵沢町、白州町、武川町のいずれかに小規模多機能を整備すると現行計画の中に位置づけられたところである。ランドデザインという点については、次期計画策定時に、整備の位置づけ、サービス提供体制について委員のみなさんにご意見いただきながら、新たな計画で描いていきたい。

委員：いまの関連で、相談場所、相談しようとしたことがあるか、相談ができたかといったことをアンケートで聞いてみてはどうか。相談したかったけどできなかったという人が出てくるのではないのか。そうすると相対的に相談しやすいのか、相談しにくいのかかわかるのではないのか。

もう一点、地域包括支援センターの委託はうちも検討したが、委託費と人件費が厳しくてお断りした。問題は市ではどうにもできないことに国の助けがないこと。やはり国の助けを要望していくべきではないか。

委員：相談機能強化について、いろんな場所で相談しやすくしていくという点で増やすのは大事だが、とにかく北杜市は市域が広いという問題がある。日常生活圏域でいえば、地域包括センターの数は2か所が標準だと思うが、資料の4ページにあるように、広報活動や地域との連携、窓口機能の強化が密接に関わってくるのではないかと思う。地域包括支援センターの職員体制はこれで十分なのか。待ちの姿勢で相談に来てくださいではなく、実際に出向く、アウトリーチが最重要だと思う。何か欠けているようなら業務改善が必要である。いつでもアウトリーチするよという広報が行き渡っているかどうか。地域の核となる民生委員と密接につながっているかといった仕組みの見直し・強化も必要ではないか。指針にもでていたので、アウトリーチの強化もどこかに含めていただくといいのではないか。

もう一点、資料8ページの権利擁護事業に、成年後見制度等の活用促進や高齢者虐待への対応があげられているが、地域福祉計画の中でも成年後見制度の利用促進の文言は出てきている。うわさでは利用促進のための中核機関を北杜市社会福祉協議会に委託したと聞いた。その中核機関と地域包括支援センターの権利擁護事業とど

のように整合性を持たせるのか、何かビジョンがあるようなら教えてほしい。

事務局：相談機能の強化を含めた地域の連携・広報活動について、現在のセンターの状況をお話させていただいて、今後力を入れていきたいと考えている。民生委員さんとの連携は特に欠かせないと感じている。少し遠い地域でも民生委員さんの協力をいただいてセンターの職員が飛んでいくということがある。担当が一人で動く精神的な負担も大きくなり、適切な状態で支援するのが難しい場合もあり、二人体制で職員が出ていくということもある。そのような状況では、市民の皆さんの利便性を考えると、確かに身近な場所に相談機能が設置できるとよいのだが、複数で出て行ってしまうとセンターの中に職員がいなくなってしまうという状況もあった。通常は必ず一人が相談対応で職員がセンターに残るのだが、その一名を残すのも困難な状況となっている。効率的に回せるようにとは考えているが、職員と話し合いをしながら、民生委員さんにも助けていただきながら進んでいきたい。広報活動についても、民生委員さんの方から市民のみなさんに PR をしていただいたり、区長会の方にもお邪魔させていただいてはいるが、現場の高齢者の方々やそのご家族の方々に対する PR はまだ十分でないという反省がある。広く普及啓発をしていければと思う。

8 ページの権利擁護事業については社会福祉協議会に中核機関の委託をお願いしているところである。センターの権利擁護事業との連携であるが、北杜市の地域包括支援センターの方では、計画書を作成した当時は社会福祉士 3 名だったのが 2 名になってしまっている現状を踏まえ、中核機関との連携はとても重要である。4 月からスタートしたところだが、センターの社会福祉士が福祉課の担当職員と社協職員と、毎月 1 回打合せを行いながら複雑困難な事例の検討を通してスキルアップ図っている状況である。最終的には、広く高齢者のみなさんの尊厳の保持ができることを目指しているが、現在はそういったスキルアップからスタートし、力をつけていくことを考えている。また同時進行で、普及啓発についてもスタッフの中で考えているところである。まだ滑り出しの段階で詳しいことがお話できないが、福祉課と社会福祉協議会の職員のみなさんと手をたずさえて高齢者の支援をしていきたいと考えている。

委員：他の地域で中核機関が立ち上がって、弁護士や司法書士、社会福祉士が協力しているような勉強会をやっているのだから、参考にさせていただければと思う。

事務局：それについては、われわれも専門家の意見をしっかりとりたい。虐待問題も社会福祉士やみなさんから意見をもらっている。その中に専門の方を入れてさらにスキルアップしていきたい。

(3) その他

■「議題（3 その他資料）」について事務局より説明

事務局：一点目・二点目についてはご意見をいただき、三点目は報告事項となる。まず一点目は小規模多機能型居宅介護事業者選定に係る事業者選定についての諮問である。計画書の95ページの5番目、小規模多機能型居宅介護において、「見込み・提供の方針」の部分で令和4年度に公募指定により一か所整備予定で定員29名増を見込んでいることが記載されている。これを踏まえ、公募を行い、審査委員会を開催し、整備予定事業者が選定された。ご意見をよろしくお願ひしたい。

<質疑応答>

議長：審査委員会にも出席して意見をした。

小規模多機能型居宅介護があることで、地域住民がより安心できる。現在、北杜市内で小規模多機能型居宅介護を開業しているところが3か所あるが、小淵沢、白州及び武川地区にないことから今回選定した。

委員：選定の根拠として、どのように選んだのか。

議長：総合点で判断した。

委員：審査委員は何人か。

事務局：8人で選定した。

委員：施設の規模感は。

事務局：プレゼンテーションの提案では定員25人だった。

委員：この件について、一般市民へのお知らせは行ったか。

議長：まだである。

委員：まだかまだかと待たれているのでよろしくお願ひしたい。

委員：そもそも委員会で答申するというのなら、議題の「その他」ではなく、ひとつの独立した項目として立てるべきではないか。「その他」で曖昧にしまうと、決議をしてもしなくてもいいのかとなってしまう。一般市民に委員会は何をやっているのかと言われかねない。委員会の総意として答申をするという形でないと、会長さんが市長に答申書を渡すときに困ってしまう。最近では情報公開が常識なので、審査項目と得点の公開、結果の公表まではやるべきでないか。

事務局：「その他」ではなく一議題として設定すべきだった。選定の評価基準項目というものがああり、小規模多機能型居宅介護を公募する際にHPで公開している要領にも記載され、評価点の内訳もHPでは公開している。本来ならこの委員会の資料として添付すべきだった。いくつかの選定評価項目・基準があり、それに対しての配点がある。各事業者のプレゼンテーション・書類審査を踏まえて、各審査員が各項目について点数付け、順位付けをして選定した。

委員：私は他市の委託先の選定委員をやらせてもらった経験があったもので、細かいことを申し上げた。

事務局：結果のHPでの公表については、今までは特定者・次点者の評価までは公表していない。

議長：選定されなかった事業者が不満に思うこともあるだろうから、委員の正式な承認があったという答申にしたい。

事務局：小規模多機能型居宅介護事業者選定の諮問については、後日、策定委員会において承認されたとして答申させていただく。

■議題（3）その他資料の2ページ目「リハビリ特化型半日デイサービスの新規参入事業者について」、事務局より説明

事務局：新規参入に係る経緯としては、経済産業省において、ポストコロナ・ウィズコロナの時代の経済社会の変化に対応するため、中小企業等の思い切った事業再構築を支援することで日本経済の方向転換を促すことを目的に、事業再構築補助金の支給を行っているところであり、本事業者は同補助金に応募し、令和4年3月上旬に採択された。同補助金は採択後、一年以内に整備を完了しなければならないため、北杜市須玉町内で整備をしたいとのことで申し出があった。
リハビリ特化型半日デイサービスについては、第6次計画書の94ページ、3の地域

密着型通所介護の「見込み・提供の方針」のうち、リハビリ特化型デイサービスの必要性の検討として位置付けられている部分である。市内のリハビリ特化型半日デイサービスの開設状況としては、長坂町にて一か所を開設済みである。一方、地域密着型通所介護のうちの3施設が令和3年12月に廃止届けが出され、計画で見込んでいたサービス量を確保出来ない状況となっている。こうしたなか、北杜市民が韮崎市のリハビリ特化型半日デイサービスへ流れ、昨年の秋から今年の春までにおいて19名ほどの北杜市民が韮崎市の施設を利用している。以上のことから、新規参入についての検討をお願いしたい。

<質疑応答>

議長：福祉予算ではなく、中小企業のためのテコ入れの資金をもとに設備したいということ。北杜市としては長坂町に加えて須玉町にも設置したいため、検討してほしいという話だった。

委員：市の計画の中で設置するのはいいと思うが、進め方の順番が気になる。補助金に採択されたとき、市に確認があったのかどうか。北杜市の方で議決をとって採択というようにやらないと、順番的におかしな話になっていると思う。NOというと、経済産業省にもかかわってくるため、やらなければいけない感じになっている。少なくとも市に確認があったのかどうかを知りたい。

事務局：申請は昨年の12月で、経済産業省で事業補助金の第四次の公募されたものが今年の3月に採択された。昨年の12月の時点では、韮崎市には相談があったかもしれないが、北杜市にはなかった。本来であれば、北杜市に12月の時点でお話をいただきたかったと伝えてある。

委員：北杜市に建てるのだから市の計画にかかわってくるし、たまたまサービスが撤退して不足していたからよかったものの、サービスが多い地域だったら採択できないことになる。そうすると多方面に迷惑がかかる。そのあたりの確認作業はどうなっているのか。

事務局：厚生労働省の補助金であれば事前に県との協議を経て行うところだが、この事業者は経済産業省のコロナ禍における補助金を活用するというイレギュラーなやり方であり、そうした確認作業がなかった。

委員：そもそも、地域密着型サービスでないといけないのか。地域密着型通所介護の申請をしたいということであれば、北杜市の許可が必要。通常デイであれば、策定委員

会で協議することではない。

地域密着型でやりたいのであれば、北杜市と事前協議をして、地域密着の指定を受けたいと伝えるべきである。

事務局：4月に話があった際にも、同じ話をした。

委員：筋が通っているものなら、急な話でも対応できる。事業者支援を妨げる策定委員会であってはならない。しかし、手続きが後先になっているこの事業者では、このサービスを任せていいのかという疑義が生じる。こういうやり方をしている結果、利用者本位ではないとか、営利目的だけで突っ走って、地域密着型になりえなかった場合、市として指定を出してよかったのかどうかという話になってくる。国の予算が決まってるから作るというのは本末転倒である。委員会としては、地域密着型に耐える事業者かどうかを市の担当で判断したうえであれば、承認をする。

委員：あの地区にリハビリ特化型のデイができるのは良いこと。もっと小淵沢や白州にあってもよい。しかし順序を考えた際に、経済産業省から予算とれました、1年以内に施工しなければならないから認めて下さいというのは話の筋がおかしい。その点、北杜市としてはどう考えるのか。この委員会に諮問するということは、承認してほしいということだと思いが、それはどういう理由からきているのかをまず聞きたい。

事務局：今回の件は混乱をしている。我々は厚生労働省の範囲で、手続きを踏んで進めるが、今回は経済産業省の補助になっているため、経済産業省から設置までの説明はなく、業者としてもその補助を使って転換できるかどうかを葦崎に相談したのだと思う。そして補助金申請して採択された、建てる場所を探して北杜市にしたという経緯。今回は施設を設置するための補助であって、その施設が介護給付の対象となるかどうかはこれからの話。順番でいくと、策定委員会でもんで公募でやるのは意味がなくなるのはその通り。県の方でも部署が違ったため、このように進んでしまったようだ。許可できる体制になっているのかどうかは、北杜市の方から指導・確認していかなければならない。なので今回は施設設置までの話だと思っている。いずれにしても、両省庁同士・両市同士の連携不足、県の方にも話が行っていない中で、このような事業があったのかというレベルの話だったため、このような形で議題に出すこととなった。

委員：手続きに問題がある。このような事業者がまた出てきたら困る。今回は施設が不足しているからいいが、量が十分あったらどうするのか。補助が決まりました、建てますという事業者が次に現れたら今後どうするかを考える必要がある。

事務局：計画書 114 ページ。第 2 条の(2)のところをご覧いただきたい。地域密着型の適正な運営ができるかを委員会のなかで協議する。設置に関しては、市がしっかり基準に照らして見ていくものである。介護事業所に来てもらうことはありがたいが、一方、乱立することで質の悪いサービスが増えないように、県や国と協力しながら計画的なサービス提供をしていきたい。今回の件は、まだ適正かどうかを判断できない状態である。計画が出てきたところでしっかり判断していきたい。計画のサービス量を満たすことが北杜市の課題である。そのサービス量を守ってもらい、事業所としてしっかり運営ができるなら、認めていきたい。

委員：この委員会としては、新規参入の事業者がいるという報告をもらって、適切に地域密着型通所介護サービスを展開できるようにお願いしますというように答えればいいのではないか。

事務局：副会長のいうとおりだと考える。また、県を通じて厚生労働省の方に働きかけ、省庁間、国と県の連携をとってもらい、今後このようなことが起きないようにしてもらいたいと思っている。

■ 3 点目の報告事項について事務局より説明

事務局：計画冊子の 97 ページ、9 番の看護小規模多機能型居宅介護の「見込み・提供方針」で 1 か所整備となっているところについてであるが、明野町において申請を予定していた事業者から整備計画が中止になったと連絡があった。整備にあたり、数年をかけて準備してきたことや県の整備費の補助金も確保されていたが、残念ながら整備計画がなくなった。

議長：新たに公募するのか。

事務局：県の整備費の補助金がついていることもあり、県に相談したところ、現行計画内において、他の地域で整備することができるか、同じ看護小規模多機能型居宅介護ならいいという話であった。今回は公募型ではなく申請型であるため、今後、事業を検討する事業者がいる際は、補助金の活用を含め協議を進めていきたい。

委員：中止になった事業者がダメになった主な理由は何か。

事務局：数年前から、法人を立ち上げてやりたいという話があり、去年の県の補助金を決める段階までは大丈夫だった。どうやら法人の立ち上げ自体が難しくなったというこ

とようだ。去年、他にやりたいという事業者があったが、断った経緯がある。その事業者に現在の状況を確認するとともに、いずれにしても新たな事業者が出てくる際には、また報告し、協議させていただきたい。

議長：代わりにそこがやる場合について地域は明野ではなくなるということか。

委員：明野でなくなることに對し、市は承認しているのか。小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護は地域計画に基づいて整備すべきものである。場所が変わることに対する問題は生じないのだろうか。

事務局：小規模多機能型居宅介護は計画のなかで小淵沢、白州、武川という話をしたが、看護小規模多機能型居宅介護は北杜市のどこにつくるといった明記はしていない。明野に限っているわけではないため、他の地域でも整備できる。もちろん地域偏在は考慮していく必要がある。

6. 閉会のことば

副会長：長時間にわたり、ご協議お疲れ様でした。

事務局：以上を持ちまして閉会いたします。ご協力ありがとうございました。